第５回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議　議事概要

日　時：令和８年 10 月 22 日（木）13：15～14：38
場　所：議事堂６階 601 特別委員会室
出席者：政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議委員 10 名
　　傍聴議員１名
資　料：第５回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議事項書
　　資料１　各会派提出意見等に係る検討結果（案）
　　資料２　政務活動費ガイドラインへの海外政務活動に係る全国議長会資料の反映案
　　資料３　政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）
　　参考資料　海外政務活動に関する参考資料

委　員：ただいまから、第５回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議を開催する。

本日は、前回までの議論を踏まえた各会派提出意見等に係る検討結果の案と政務活動費ガイドライン改正案のたたき台をお示しするので、それらについて協議いただきたい。

それでは、協議に入る。

まず、各会派提出意見等に係る検討結果（案）について協議をお願いする。前回までの議論を踏まえて、資料１のとおり、各会派から提出いただいた意見等ごとに検討結果の案を正副座長で取りまとめた。これが、今後、プロジェクト会議の検討結果報告書になっていくイメージなので、御承知おきいただきたい。

それでは、資料１の内容について、事務局から説明願う。

事務局：（資料１及び資料２により説明。）

委　員：それでは、まず、事務局から説明のあった５の海外政務活動について、資料１の２ページに記載があるが、もともと事務局から提案のあった全国議長会の新たな参考資料を反映するかどうかということについては、特段意見がなかったので、改めて協議いただきたい。

事務局から提案のあった資料２のとおり、ガイドラインへ追記するという案について意見等をいただきたい。いかがか。

委　員：もう一遍、ポイントだけ言ってもらえないか。

事務局：今回、ガイドラインの検討に当たって、海外政務活動についても対象としたいということを申し上げていた。それは、全国都道府県議会議長会の資料に基づく海外政務活動に関しての参考情報が載ってはいたが、全国議長会では更新されているけれども、三重県議会のガイドラインはなかなか更新できていないという状況もあったので、ぜひとも最新の内容にアップデートしたいということで提案させていただいた。しかし、その他様々な意見があったので、アップデートの部分については特にあまり議論されないまま、今に至っているということがあり、事務局としては、全国議長会の資料も変わっているので、ここで改めて議論いただいた上でだが、アップデートされた情報を新しいガイドラインに反映できればいいなと思っているところである。

その情報については、資料２の下段の部分で示している。視察が一般的な観光名所を含んでいる等の場合には、住民の方であるとか、裁判例もそうだが、やはり疑義を呈される可能性があるということなので、そういったところに行くに当たっては、しっかりと調査研究活動との関連性などを説明できるようにしていただくというのがポイントかなと思っているところである。

委　員：観光名所などを含んでいる場合は、県民に向けて、視察が県政に係る政務活動であることの合理性、関連性を説明できるようにしておくということを入れるということか。

事務局：実際にガイドラインに入れさせていただきたいと思っているのは、資料２の「また」以降のアンダーラインを引いている部分で、それをそのままガイドラインに記載させていただきたいと思っている。

委　員：このことは、国内でもあるが、観光名所の入場料とかだけではなくて、旅費全般の中の按分もということか。要は、３泊４日で行って、どこかの午後に観光名所のようなところに行ったとして、そこを政務活動で行ったのだということを会派等がしっかり説明できたらよいが、全体の行程の中のこれだけは私的な時間として按分するとかということまで含めて、この全国議長会の資料は説明できるようにと言っているのか。

事務局：現在の運用の実態だが、到着した日は特に政務活動の行程が組まれなくて移動だけであったりとか、意見交換がその次の日の朝からスタートするというような日程だった場合、その到着した日は、政務活動から抜こうかといった相談をいただいたりとか、この日は政務活動から抜くと

いった運用は個別にしていただいていると思っている。この全国議長会の資料がそこまでのことを言っているかどうかというのはなかなか分からないが、三重県議会の海外政務活動の中では、行っていただいた行程の中で、この部分、この日程は全体から抜くという申出をされる議員はいる。

委　員：分かった。

　海外政務活動の費用とかが全然出ていないので、皆さんが海外へ行かれたときにこういう按分でやっているとか、今おっしゃったその辺が分からない。だからこそ、やっぱりここに書いてもらってあるように、そういう費用の公表とか、それも含めた説明は要るんだろうなと思う。なので、この全国議長会の資料のとおり、政務活動との関連性について、会派及び行った人がしっかりと説明してもらうことが大事なんだろうなと思うので、付け加えていいのかなと思う。

委　員：趣旨は賛成だが、会派を超えて行く場合とかがあるけれども、この書き方でよいのか。読み方としてこれでいくと、会派でしか行っていないような感じの書き方だが、議連なんかで行く場合もあると思うので、「出席議員が」といった書き方にしておかなくてよいのか。

事務局：引用としては全国議長会の資料を引用させていただいて、会派を超えて行かれる場合もあるということなので、その部分については注釈を書くような形で補足するということで対応できればと思う。

委　員：結構である。

委　員：ほかに意見等はないか。

全　員：意見等なし。

委　員：それでは、資料２のプラス以下を追記し、委員の指摘に関しては注釈をつけるという形で、ガイドライン改正案のたたき台に追記するということでよいか。

全　員：異議なし。

委　員：それではそのようにする。なお、資料１についてもその旨を反映させていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

　次に、先ほどの事務局からの全体的な説明も踏まえ、先に海外政務活動に係る部分については検討いただいたが、それ以外の検討結果（案）について意見等を伺いたい。

委　員：「７　事務所費、事務費、人件費の支出上限設定について」で、これま

でのまとめとして、「中長期的な課題として、今後の検討に委ねることとした」となっているが、これを直ちに改定できるようにお願いしたいと思って、発言する。

その上の②の「他都道府県で同様の取扱いをガイドライン等に記載しているところが確認されていないことにも鑑み、より実態に即した運用ができるよう、支出上限設定を撤廃してはどうか」という立場で発言させていただきたいが、今、政務活動費の議員分の中で、２分の１で線が引かれているけれども、最近の人件費、それからいろんな物の値段の高騰からして、それを超えやすい状況にあるし、そもそも２分の１に合理的根拠が特にないということも既に言われているので、この２分の１の線は、もうこのプロジェクト会議の中でなくす検討をお願いしたい。よろしく取り計らいをお願いする。

あともう１点、①で「事務所費への過剰な支出の防止等のため」とあるが、過剰な支出はそもそもできないと思う。関連団体と一緒ならその按分にもなっているし、領収書の添付ももちろん要るので過剰な支出防止ということはあり得ないと思うので、この２分の１の支出上限をなくしていただくようお願いしたいと思う。

委　員：「人件費だけは別扱いにしてはどうか」という意見に対して、何か所見はあるか。

委　員：この「人件費だけは別扱い」の意味がよく分からないが、２分の１の支出上限を撤廃すればよいのではないか。この「人件費だけは別扱い」というのはどういう意味だったか。

委　員：意見を出された委員から説明いただけるか。

委　員：たしか人件費と事務所費を足して、108 万円以内ということだったが、事務所費だけで上限は 108 万円にして、人件費は別にするというイメージで多分このときに言ったと思う。なので、２分の１、108 万円はそのままで、事務所費だけで月９万円ぐらいが目安になるかと思うが、人件費は別でというふうに考えた。

委　員：その事務所によって人件費が幾らなのかも違うだろうし、事務所費が幾らなのかも違うので、それはどっちがどうと比較しにくい話かなと思う。

支出が適正であるという前提で、支出額が最近上がっていることに対応できるように、２分の１の支出上限を撤廃するという②を採りたいと

いう思いである。

委　員：自民党県議団でも、この部分について改めて協議した。うちの会派でも常設の事務所を設けて、事務員を雇用されている議員がいるが、自由民主党の委員も今言われたように、最近の家賃相場であるとか、最低賃金が上がっていることなどを考えると、この２分の１、108 万円のアッパーがあることによって、政務活動に支障を来しているとのことである。したがって、これから安定的な政務活動をしっかり確保する上でも、108 万円の壁については取っていただきたい、できたら今任期中に結論を出すところまでここで議論していただきたいということであった。

委　員：賛成でも反対でもない。ただ、資料３の６ページに、ちょうどこのことについて、「これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています」と書いてある。一方で、一番下のところには、「ただし、目安としては条例第４条各項に規定する１月当たりの政務活動費の額の 2 分の 1 を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。」とあり、理由を説明したら別に出してよいということであれば、別に変える必要もないのではないか。今でも別に 108 万円を超えても、ちゃんと理由を説明すればいいということではないのか。

事務局：「ただし」以降の部分は、年間の 108 万円の上限とは別に、毎月単位でその２分の１を超えてはならないということがルールとして書いてあり、それが「ただし」というところである。月によっては、政務活動の繁忙があるので、どうしても超えてしまう場合があって、毎月毎月２分の１かというと必ずしもそうじゃないという実態がある。なので、ここについては実態に即していないので、毎月のルールについては削除したいという趣旨である。

委　員：一月分の中での２分の１を超えた場合については実態とかけ離れているので、削除をしてはどうかということだな。

事務局：おっしゃるとおりである。

委　員：それとは別に今議論になっているのは、全体の 216 万円の中での半分、108 万円を上限とするということを撤廃するかしないかのところで、これまでのプロジェクト会議の中で様々な意見が出て、なかなか結論が出にくいところもあるので、今までの議論を聞かせていただいて整理すると、中長期的な課題として、次の任期に送って、しっかり調査や研究もしな

がら結論を導くというほうがいいのではないかとしたところが、自由民主党と自民党県議団から、この任期中で、もう上限撤廃を決めていくべきだと求められたということである。

委　員：「ただし」以降の部分は、そういうことであれば了解した。

全体的に、本来、ここでの今までの議論であれば、もう来期、改選もあって、その人たちに中長期的な課題なので決めていただいたらということで話が進んできていたと思うが、ここに来てまた急ぐのであれば、また一遍会派に持ち帰りたいというか、その議論を会派ではしていないが、全員に関わってくることなので、しないといけないと思う。

その上で、ここに書いてある「本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから」２分の１を超えたらあかんよというのは、やっぱり政務活動をしっかりやっていく、そこを補完する経費だということで、その当時、どういういきさつでこの上限をかけたのかというのが知りたい。要は、これを改正するという方向になった場合に、当時決めたことを変える根拠というのが必要になってくると思うので、そこだけは知りたい。個人的にはもう変えてもいいし、どちらでもいいというスタンスだが、なぜ変えたのかというときにちゃんと説明をしたいので。

委　員：事務局、その辺りは把握しているか。

事務局：今、政務活動費という名称だが、以前は政務調査費という名称であった。そのときは、やはりあくまでも主体は調査であるということで、こういった固定費的な部分については上限を設けるべきだというような話がおそらくあって設けられたんだというふうに推測はするが、詳細な資料は手元に残っていないのが実態である。

委　員：政務調査費の時代に、調査が主体であれば２分の１を上限とすべきであろうということだな。政務活動費となったときに上限は要るのか要らないのかというところもポイントにはなろうかと思うが。

事務局：まさにそのおっしゃる部分であるが、名称が変わったときの資料を確認したが、そのときにもどこまで議論されたのか、また、なぜそのまま現状維持なのかといった辺りの記載が見当たらなくて、申し訳ないが、詳細な理由は分からないというのが実態である。

委　員：参考とするため、政務調査費時代は、他都道府県で上限は設けられていたか。

事務局：こういう 108 万円の上限は三重県だけということなので、おそらくだ

が、当時も他の都道府県ではこういった上限はなかったのではないかと思う。

委　員：ということは、政務調査費から政務活動費への地方自治法の改正前から三重県議会としてはガイドラインで上限を設けて、厳しくしていたということだな。

事務局：そうである。おそらく独自のルールで厳しくしていたと考えている。

委　員：これができたのがいつかというのによって、政務活動費の金額自体が高かったとすれば、その２分の１の金額も変わってくるので、その辺も含めて一度分かる範囲で資料を頂いて、持ち帰って検討させていただければなと思う。

委　員：どこで受けたセミナーだったか分からないが、東京で受けた議員向けのセミナーの中で、講師の方から、政務活動費についての一定の目安として、固定費があまりにもウエイトを占めているとよくないという説明を受けたという記憶がある。それを勉強してから、うちの２分の１の支出上限は妥当なのかなと腑に落ちたということがあった。セミナーの中で私は間違いなくそういうウエイトの話を聞いたということだけ、報告させていただく。

事務局：どこまで資料があるか分からないけれども、改めて現存している当時の資料を当たってみて、何か新しい情報等があればお示しさせていただきたいと思う。

委　員：委員はひょっとしたら過去のほうが高かったかもしれないと説明されたが、私の記憶では、月々33 万円の政務活動費は条例上、基本的に何十年も変わっていない。本当は物価スライドをしてもいいぐらいの話が、ずっと同じように変わっていなくて、その中でそれを上げろという意味ではなく、その中で使い勝手をよくしようということである。人件費も物価も上がっていく中で、２分の１の支出上限が適当というのは過去の話で、今はちょっと合わない。一番初めに申し上げたとおり、人件費、物価が上がっていく中で 108 万円ではきついので、外してほしいということである。根拠があるというような話もあるけれども、その根拠も決して合理的な根拠ではないように思えるので、この際、外していただければという思いである。

委　員：合理的ではないというようなことであれば、それも確認したい。ここに、事務所費、事務費、人件費は「本来の政務活動を補完するために必

要な経費」なので２分の１を超えて支出することはできないと書いてあるので、それを変えるのであれば、それに対して、僕らもしっかりと確認する必要がある。

確かにおっしゃるとおり、物価も上がっているし、何もかも上がっているが、政務活動にかかるお金も上がっている。委員がどこかのセミナーで聞かれたことも一つの考え方だと思うし、今言っていただいたのも一つの考え方だと思う。これがつくられた当初の何かをお探しいただけるということなので、それらを勘案してどうするべきかというのを、今日言われて今日ぽんとは、今までこれだけ議論してきたのは何だったんやということにもなるので、座長、副座長のほうで運び方を検討いただければと思う。

委　員：進行は考える。

委　員：事務所費の 108 万円の支出上限をどうするかという検討を今しているが、事務所費であれば、３にも「事務所費の按分について」がある。どうせするのなら両方とも今期中にやってしまうとか、もう２つやってしまうなら動画・ＳＮＳの按分もやってしまうとか、どこまでもやってしまったらよいと思うが。来期に延ばさなくてもよいと思う。

委　員：資料１の１ページの下のほうにある「事務所費の按分について」だな。実態に応じて按分を見直してはどうかということだったが、このプロジェクト会議で、３分の２だとかの具体的な提案はなかったと思うが。

委　員：うちの会派は、分からないものは半分でいいんじゃないかという意見である。なので、変えたら駄目という意味では全くなくて、もうするなら全部やってしまったらということである。

委　員：という意見をいただいた。

ほかの委員で、意見はあるか。先ほどの委員の提案についてはちょっと置いておく。まずは今期中に 108 万円の上限を撤廃するということを決めるかどうかについて意見はあるか。委員からは持ち帰るべきだという意見をいただいたので、それはそれで取扱いを考えようと思うが。

委　員：今期中に変えるということは別によい。ただ、それを会派の皆さんは知らない。僕も２人の小さい会派だが、１人の人にはこの話を具体的にできていないし、多分、賛成の会派以外で、例えば草莽であるとか新政みえも、ほかの全ての議員に関わることなので、丁寧にやるべきだということである。そこで話がぽんと決まれば、今期中に変えるのであれば

変えたらよいと思う。

委　員：座長の私としても、これまでの議論の経緯があるので、今日このプロジェクト会議の場で今期に決めようということを申し上げるつもりは今のところない。まだそこまで議論が尽くされていないので、会派へ持ち帰っての意見をもう１回この場に持ち寄っていただくということで協議を進めるべきかなと思うが、そういう形でよいか。

委　員：会派へ持ち帰って話をするのはオーケーだが、そうなると今私が申し上げたところも、という話が出てくるかもしれない。それはまた考えていただきたい。

委　員：事務所費、事務費、人件費については 108 万円の限度額を撤廃したいということで持ち帰ったらいいのかというのだけ確認させてほしい。

委　員：とりあえず、自由民主党の意見はどうか。216 万円いっぱいまでか。

委　員：撤廃である。撤廃したからといって、いっぱい行くわけじゃなくて、人件費もその相場であったりとか、事務所費も相手方がある話だし、３番も一緒にということになれば他団体との按分もあるし、適正であるためのルールがほかにもかなりあるので、撤廃したからボーンということでもないだろうと思うので、撤廃ということである。

委　員：うちも同じである。現状の家賃相場や賃金を見ていると、この 108 万円の上限は、安定的な政務活動を行う上で合わなくなっていることは事実なので、これについてはしっかりと撤廃するということである。

　会派に持ち帰ることはもちろん賛成である。ただ、今任期中に結論を出したいということである。

委　員：ということだが、委員から提言いただいたほかの項目もとなってくると、また時間を要することにはなってくる。例えばＳＮＳや動画の按分もとても難しい部分が出てきて、いろんな研究をする必要も出てこようかと思うので、決めきるとなると、プロジェクト会議の委員の皆さんには、またかなり時間をいただくことも想定しなければならないなと今、座長の立場で考えているところだが、まずは一旦７番だけ。

委　員：７番だと最低３番は関連してくると思う。事務所費について７と３の両方に記載があるので、その両方を勘案する必要がある。動画・ＳＮＳは全然別の話だが。

委　員：委員の発言について確認だが、７番の事務所費、事務費、人件費の総額の上限撤廃の話と、その事務所費の按分の仕方というのは、議論する

には少し別の話になるのかなと思うけれども、この辺り、３番の事務所費の按分とこの７番はどういう関連かをもう１回教えてもらってよいか。

委　員：リンクはしていないが、同じ事務所費のことなので、どうせ事務所費をいじるならもう一遍にやってしまったらというだけの話である。

事務局：「３　事務所費の按分について」だが、前回の議論で、事務局から他県の状況をお知らせさせていただいたところ、いろんなパターンがあって、上限を一律２分の１とするという草莽等の案についても、委員から本当にその２分の１でやっているのか、それぞれで違うのかといった意見もあって、それについて事務局としても各県に聞き取り等をしないといけないので、なかなかこの短期間では事務局としても議論していただくための材料を用意するのが難しいかなと考えているところである。

委　員：半年間あればできるのではないか。

委　員：事務局としてはどうか。

事務局：３月までずっと続けるという前提であれば可能かもしれないが、もともと最初にスケジュールを確認したときに、改選を控え１月以降はいろいろ議員の皆様も忙しいということで、中長期的な課題として先に送るものも含めて、年内には結論を得るという方向だったのではないかと認識しているところだが。

委　員：一旦ここで整理すると、自由民主党と自民党県議団から、事務所費、事務費、人件費の 108 万円の上限撤廃を今任期中というか、このプロジェクト会議の中で決めていくべきだという意見が出された。その中で、今日のこの場でまたいろんな意見も出たし、少し過去の経緯についても確認して、各会派へ持ち帰りたいという意見が出されたので、そうしようかということで確認させていただいた。

　一方で、草莽の委員からは、であれば、その他の項目についても見直すということが今後出てくるかもしれないよということも含めて持ち帰りたいということが意見として出されたので、そのことも含めて持ち帰っていただくということで整理したいと思うが。

委　員：３番の何が問題になっているのか、僕はあまり分かっていない。皆さん、これまで毎年この政務活動費を出しているわけで、前に言ったと思うが、僕は自宅なので、自宅２分の１、後援会４分の１、政務活動４分の１で弁護士や公認会計士にも見てもらって、出させてもらっている。２つで割っている人もいれば、４つで割っている人もいて、それをどう

按分するかというのは、機械的に決まってくるものではないのか。何が問題になっているのか。

事務局：前回のプロジェクト会議でお示しさせていただいたが、現状では、２つあって、機械的に按分する方法と、もう１つは、合理的な理由があればその方法で按分をしても構わないということになっている。例えば、１日のうちに何時間使用したとか、どれだけの面積を使っているとかというのは、実際説明するのもなかなか難しいし、労力もかかるので、もう実態としては皆さん機械的に、例えば政務活動と、あと政治団体を２つ持っていらっしゃる方がいれば、政務活動の事務所が１、政治団体Ａが１、政治団体Ｂが１ということで３分の１ずつというように、もう本当に機械的に割っていただいているのが実態、現状のルールということである。

委　員：それをどうしたいというのか。

委　員：私が認識しているのは、例えば２分の１で按分しておられたとしても、いや、私は政務活動としてこの事務所で３分の２ぐらいの時間を使っているという場合は３分の２で計上してもいいやないかとか、そういう実態に即した形で計上することも認めるべきではないかという意見が出されたと思う。じゃあ、どうするのかということだと思う。私個人の例を言えば、私は事務所を構えていないが、私が割と知っている人は、自分の県議会議員の事務所と後援会の事務所という形で２分の１が多い。それに加えて、政党の支部の事務所も兼ねている議員もお見えになるので、そのときは３分の１であったりとか、ほかの政治団体が入ってくると、さらにまた４分の１であったりとか、機械的に按分するとすればそういう形だが、実態としてそれぞれの機能ごとにどういう使用頻度なのかということがあるので、もうちょっと柔軟にできないかという意見があるということである。

委　員：今、事務局が言ってもらったように、機械的にやるのであればもう話合いをしなくていいわけである。でも、それ以上に認めてもらいたいということだな。提案された自民党県議団は、やっぱり今も思いは同じか。

委　員：今、座長がおっしゃったとおりで、実態がどういうものかというのは少なくとも１回調べたらどうかということは多分私、前回申し上げたと思う。

委　員：それはすぐにはできない。

委　員：そういうことなので、これは中長期的な課題としないとなかなか結論は導き出せないよねということで、今後の検討に委ねると整理させていただいた。ただ、事務所費の話が出たので、草莽の委員からは、これも絡んでくるであろうとの意見をいただいた。このことについても、今期中に結論を出すか否か、その是非も含めて持ち帰ってはどうかという、座長の仕切りの整理の中での提案である。

　自由民主党、自民党県議団からの意見と、草莽の委員からの意見をそれぞれ持ち帰っていただくということでいかがか。

全　員：異議なし。

委　員：よろしいか。

　あわせて、事務局としては、検討に資する資料等、ある範囲で結構なので、用意をお願いしたい。

委　員：今まで全国議長会の事例等をここへ落とし込んでもらって、会派に持ち帰って協議してきたわけだが、今回、７番の撤廃に関して、何の資料もなく会派に戻って協議するというのは、ちょっと説明ができるかなと心配なのだが、いかがか。

委　員：そのことについては、過去のものがあれば出していただくということだとは思うが、基本的に資料については、あまり望めないかもしれない。

事務局：調べてはみるが、今の肌感覚としては、しっかりとしたものが出せる確率は低いのかなという感想を持っている。

委　員：三重県議会議員の中で、名前は別にして、こういう方がいるというのは最低限ないと、撤廃について説明できないのではないかなと思う。現状、オーバーしているから撤廃という話なのであれば、そのオーバーしている人がどういう状況なのかというのが何もなく、撤廃というのを会派で相談できるかというところで、僕は持ち帰って説明できないよなと思う。

委　員：普通にやれば上限を超えるよという実態がどれぐらいあるのかということだな。

委　員：始まってからずっともやもやしていたけれども、委員がすっきり解決していただいた。何に困っていて、どれぐらいオーバーしているのかが分からない中の上限撤廃だというのが、そう言われればそうだなということで分かった。

　というのも、15 万円が会派分、18 万円が議員分で頂いているが、私は

１人会派なので、議員分でしかあまり見れていない。会派分も頂いているが、ちょっと使い道がよく分からないままになっていて、多分このまま返すんだろうなという状況である。

なので、皆さん、１人 33 万円という感覚の方もいると思うが、私は 18 万円という感覚である。18 万円の上限を撤廃したときに、私が事務所を 18 万円ぎりぎりでもし借りてしまったら、政務活動費ってほかに使えるものがないので、そこはもう議員報酬から自腹になると思うが、今の話を聞いていると、多分現状９万円よりオーバーしていて、事務所費と人件費でオーバーしている部分は議員報酬で出されているのかなと思うけれども、そこが全部使えるようになったら、例えば事務所費と人件費で月額 18 万円使えるとなったら、残りの実際に活動された政務活動の分というのは会派分から出すという認識でよいのか。

委　員：自由民主党及び自民党県議団、その辺りはどうか。

傍聴議員から発言を求められたが、いかがか。

全　員：意見等なし。

委　員：よろしいか。では、お願いする。

傍聴議員：では、私の事例を紹介する。

そもそも会派分の使い勝手がよく分からないという話だったけれども、まさに会派分は旅費とか調査費の部分にしか基本的には出せなくて、そういう事務所費、固定費みたいなものには出せないわけである。とすると、その使い分けとして、出せるのは議員分になるわけなので、旅費みたいなものはできるだけ会派分で使っているのが現状である。

議員分はどうしているかというと、私は人件費とか家賃とかは全部３分の１按分なのだが、最低賃金を基準として、週２日ぐらいの休みで週５日ぐらいをベースに事務所を開けていると、最低賃金でも３分の１按分で超えてきて、最後の一月、二月ぐらいが出せなくなる。なので、その最低賃金の部分も含めて、私の事務所のスタッフは１人だが、その方と相談して、さらに休みを取ってほしいということになっている。ぎりぎりそんな状況である。残りの議員分は、今は県政報告のレポートの発行に充てている部分が一番大きいという形になっている。参考までに。

委　員：会派分と議員分の区分については、10 番のところで、柔軟に運用できるということになっている。

傍聴議員：なので、先日、会派総会で話し合い、整理をして、例えば県政レポ

ートについて、今まで議員分という整理だと我々は考えていたけれども、会派できちんと合意を取れば会派分からも県政レポートの発行が可能だというこのプロジェクト会議からの話を受けて、我々自由民主党会派でも合意して、会派分から県政レポートを発行できるようにして、柔軟な運用に努めたいと考えている。

だからこそ、議員分で浮いてくる部分ができてくるにもかかわらず、この２分の１の上限規定があることで、最低賃金が上がる中、どんどん自腹分が増えていっているという実態があるということである。

委　員：繰り返しになるが、いろんな意見があるけれども、このプロジェクト会議中に決したいという意見に対してどうするかということをお持ち帰りいただきたいと思うが、それでよいか。

全　員：異議なし。

委　員：では、そうさせていただく。

事務局からの資料については、多くは望めない状況なので、それぞれの会派の中で検討いただくに当たっては、今の実態だとか、他の都道府県がどうであるかということではなく、三重県議会として襟を正していくのにどうかという視点で検討いただけたらよいのかなと思うところである。

７の項目以外で、資料１の検討結果の案について、これまでの議論をここに落とし込ませていただいているが、内容を確認いただきたい。

委　員：今申し上げたように、会派に持ち帰った結果、ひょっとしたら３も変えてはという意見が出るかもしれない。かえってそのままでよいとなるかも分からないが。

委　員：もし３も結論を出せるのなら、もう早くできればやったらいいんだと思う。直ちに困っている方がいるのであれば、早めのほうがいいと思うけれども、その場合に、この３番を提案された方はどうやって根拠を出すのかというのも言ってもらわないといけない。前に言ったように防犯カメラをつけるのか、何をやるのかというのを。本当に使われているかどうかというのが、今、政治と金の問題で様々、三重県議会のことじゃなくて、一般的に言われていると思うので、その辺の説明をどのように果たしていくというような例も出してもらえると、議論は早まるんじゃないかなと思うので、よろしくお願いする。要望である。

委　員：委員に確認だが、３の部分に関しては、７の状況がどうこうではなく

て、３をそもそももう一度という声が会派に戻すと返ってくるかもしれないということでよいか。

委　員：原案どおりであればこのままでよいけれども、７をいじるとなったら、３もいじったらいいんじゃないのかという声が出るかもしれないということである。

委　員：そういうことだな。関連性はあるということで。分かった。

委　員：７に関してだが、傍聴議員以外に、ほかの方も困っているのだろうか。そういった方の事例も、もし分かれば見てみたいなと思う。１人の方の意見を通すのに全体を変えたほうがよいとなるのか、ちょっとその辺りは検討したほうがいいのかなと思ったので。

委　員：この辺りは、もしかすると、今それで超えている方が現にいて困っているという声もあれば、そもそもこの２分の１の上限があって使えないからということで、やむなく今やめられているという方々もいると思うので、なかなか現状の使い方だけを追って判断するのは難しいのかなという側面だけは、補足で私もお伝えさせてもらえればなと思う。

委　員：これって、上限を撤廃したほうがいいかとか、一回全員にアンケートを取っているのだったか。

委　員：アンケートは取っていない。見直すべき項目はあるかということで、各会派に意見は求めた。それで出てきた意見をベースに、今、見直しの議論をしているということである。

委　員：一度、撤廃したほうがよいかということを皆さんに聞いてもよいのかなと思ったけれども、いかがか。

委　員：全議員にということか。

委　員：そうである。

委　員：会派で意見集約したものをここで議論するわけなので、会派で聞けばよいのではないか。そこだけアンケートを取る必要はないのではないか。

委　員：そうだな。ただ、会派の中でもいろいろ意見があるかと思ったので。私は１人会派で１人の意思をここで言うまでなので、皆さんがよいのであれば、私は大丈夫である。大きい会派の方が、本当は別にそんなのは設けなくていいんじゃないかとなっても、やはり多数決だとか、そういったことで決まっていく中で、どうなのかなと思っただけである。皆さんが会派代表で出した答えでいいんじゃないのかというのであれば、私はそれで大丈夫である。

委　員：今まで話を進めてきて、今日これでもう全部決めるというところで、急に最後にこう来たというのは、会派の代表として意見を出してきてもらっていたとこちらは認識していたのが、今日ちゃぶ台返しとは言わないけれども、ちょっと議論が変わったので戸惑っている。それで今期中にという話だったので、なるべく早めにそれを考えたいのでということで、参考資料として、実際に困っている人がいるのかと聞くのは当たり前で、座長、副座長が言ったのも当たり前なのだが、これだけ話が変わってくると、やっぱり我々今までずっと、お一人お一人が会派の代表で、それぞれの会派ではいろんな意見があるのかなということを心配してもらっているので、変に取らないでいただきたい。話が変わっていっているので、こちらは困っている。それだけは言っておく。

委　員：せっかくの機会なので私からも申し上げると、議員が困っているのでという視点ではなく、県民の皆様からお預かりした税金の中から支出している政務活動費の使い方として、公明正大というか、痛くもない腹を探られないような、そういうガイドラインを設定していくべきだということで、連綿と政務調査費の時代から政務活動費に至るまで、ガイドラインはその折々で見直してきたものであるから、今回の見直しに関しても、やはりその視点は大切にするべきだと私自身は思っている。

　ただ、実勢価格と合わないとか実態と合わなくて、議員個々の活動がスポイルされている状況であれば、それは議員としての活動を担保していくためのガイドラインというふうに見直す必要があるとは思っているが、使い勝手が悪いとか困っているという視点ではなく、各会派の中で検討を賜りたいと座長としては考えているところなので、よろしくお願いする。

　ほかの項目に関して、意見はいかがか。

全　員：意見等なし。

委　員：では、検討結果（案）の７と３以外は確認いただいた。

　それをベースとしたガイドライン改正案のたたき台を資料３として提出させていただいているので、このことについて、まずは事務局から説明願う。

事務局：（資料３により説明。）

委　員：では、ただいまの資料３のたたき台について、意見等はあるか。

全　員：意見等なし。

委　員：それでは、このガイドライン改正案のたたき台についても、各会派に一旦持ち帰り、確認いただきたいと思うが、先ほどの７のところはもし撤廃するということであれば、今日示した資料上削除となる部分があるので、そこを網掛けか何かで分かるようにして、資料を調整する。それをもって、各会派へ持ち帰り、確認いただくということにしたいと思うので、よろしくお願いする。

　では、その他に行くが、次回は、11 月頃に第６回プロジェクト会議を開催し、各会派に持ち帰っていただいた検討結果を報告いただいて、それぞれ内容を固めてまいりたいと思うので、よろしくお願いする。

　なお、次回プロジェクト会議の具体的な日程については、この後の委員協議で調整したいと思うので、よろしくお願いする。

　本日協議いただく事項は以上だが、ほかに何かあるか。

全　員：意見等なし。

委　員：なければ、以上で本日の会議を終了する。